

届出のしおり

大気汚染防止法

大阪府生活環境の保全等に関する条例

(特定粉じん排出等作業)

令和5年9月

大阪市環境局

目 次

1	はじめに	1
2	規制の内容	
	(1) 石綿とは	4
	(2) 特定建築材料とは	4
	(3) 事前調査について	5
	(4) 事前調査結果の書面の作成等について	7
	(5) 特定建築材料の除去等を伴う場合の掲示板の設置について	9
	(6) 作業基準等について	10
	(7) 工事施工境界基準について	12
3	届出書の作成要領	
	(1) 事前相談について	13
	(2) 届出者、提出の時期等について	13
	(3) 届出書の提出部数について	15
	(4) 作業完了報告書の提出について	15
4	義務規定と罰則等一覧表	16
5	届出書記載例・記載項目の注意事項	17
	〈お問い合わせ及び届出書の提出先〉	28

1 はじめに

建築物その他の工作物の解体、改造又は補修作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）における石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、大気汚染防止法（以下「法」という。）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）において、届出や作業基準の遵守義務が定められています。

このしおりは、これらの作業について届出の方法や規制の内容について説明したものです。

◆特定粉じん排出等作業とは

特定建築材料が使用されている建築物その他工作物（以下「建築物等」という。）の解体等の作業をいいます。

◆特定工事とは

法・条例において特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を特定工事といいます。

【法・条例の届出対象】

根拠法令	工事の名称	使用材料	届出の規模要件
法	特定工事	・吹付け石綿 ・石綿含有断熱材 ・石綿含有保温材（※1） ・石綿含有耐火被覆材	全ての工事
条例		・石綿含有仕上塗材 ・石綿含有成形板その他の建築材料（以下「石綿含有成形板等」という。）	1,000 m ² 以上使用されている場合（※2）

※1 石綿含有保温材等で直接石綿部分に触れず非石綿部での切断による除去で、石綿繊維の飛散のおそれがない場合には大気汚染防止法の届出は不要です。ただし、劣化等があり石綿飛散のおそれがある場合には、切断等による除去と同等の措置を講じる必要があります。届出も必要です。

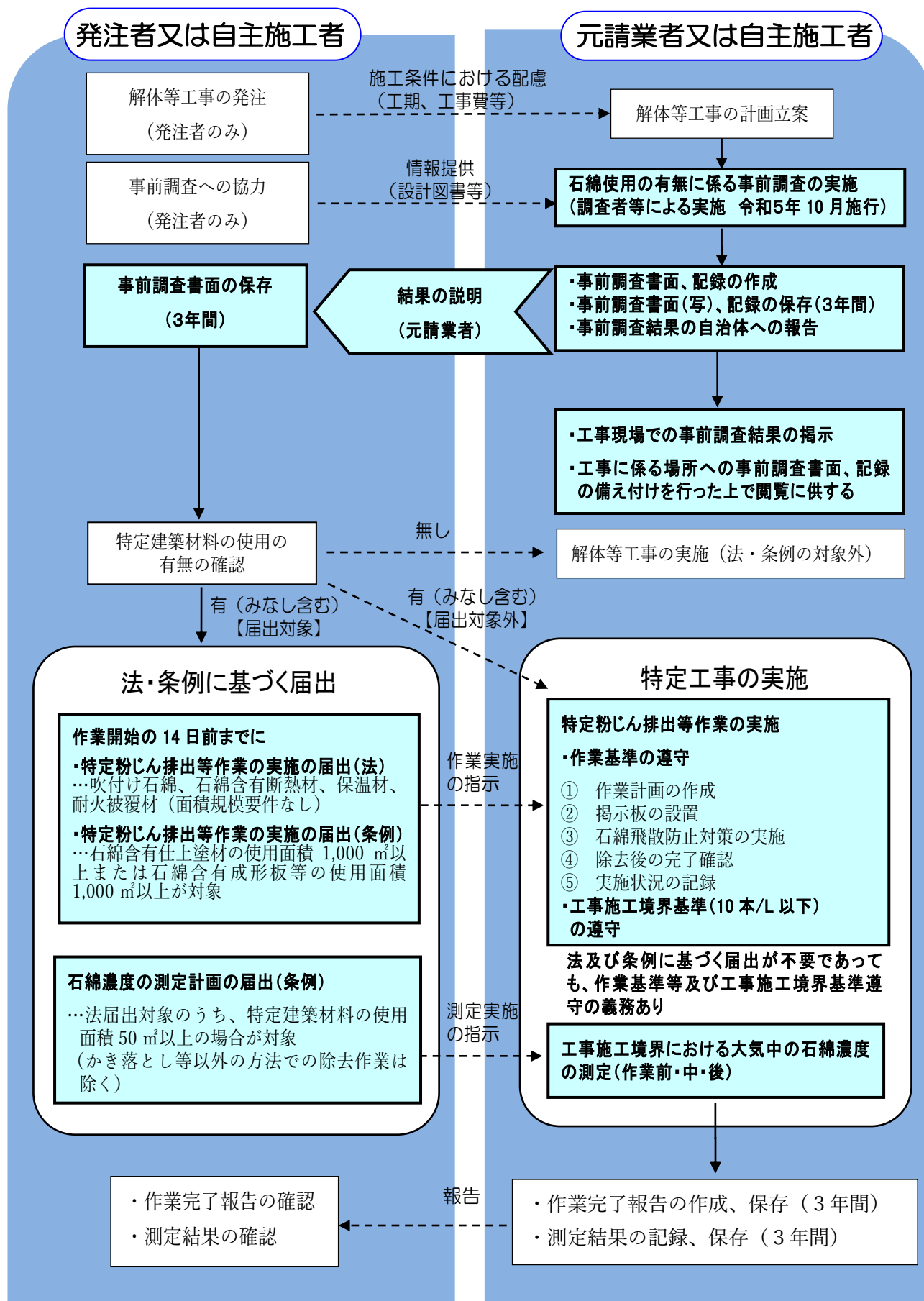
※2 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板等が1,000 m²以上使用されている場合

【条例に基づく届出例】

No	特定建築材料①	除去面積 (m ²)	特定建築材料②	除去面積 (m ²)	合計		届出
					区分	面積(m ²)	
1	外壁の仕上塗材	1,000	—	—	仕上塗材	1,000	必要
2	スレート板	500	ビニル床シート	500	成形板等	1,000	必要
3	スレート板	500	外壁の下地調整材	500	成形板等	1,000	必要
4	外壁の仕上塗材	500	—	—	仕上塗材	500	不要
	—	—	外壁の下地調整材	500	成形板等	500	
5	外壁の仕上塗材	500	—	—	仕上塗材	500	不要
	—	—	スレート板	500	成形板等	500	
6 ※	外壁の仕上塗材 (下地を同時に除去)	600	外壁の下地調整材	1,000	仕上塗材	600	不要
					成形板等	400	
7 ※	外壁の仕上塗材 (下地と別々に除去)	600	外壁の下地調整材 (塗材と別々に除去)	1,000	仕上塗材	600	必要
					成形板等	1,000	

※仕上塗材、下地調整材の双方が石綿含有で、重ね塗りされており、ディスクグラインダー工法や高圧水洗工法等で双方を同時に除去する場合は1つの建材(仕上塗材)として取り扱ってください。ただし、別々に除去する場合は、2つの建材(仕上塗材、成形板等)として取り扱い、規模に応じてそれぞれ届出が必要です。

図1 解体等工事の石綿飛散防止対策の流れ



発注者又は自主施工者が行わなければならないこと

- 元請業者が実施する事前調査への協力（発注者のみ）
- 適切な石綿飛散防止対策を実施するための契約の締結（発注者のみ）
- 事前調査書面の保存【3年間】
- 石綿排出を伴う解体等工事の作業及び測定計画（一部の工事）の届出

元請業者又は自主施工者が行わなければならないこと

- 作業計画の作成
- 適切な石綿飛散防止対策を実施するための契約の締結（元請業者及び下請負人に適用）
- 環境大臣が定める必要な知識を有する者（以下「調査者等」という。）による事前調査の実施
- 事前調査書面の作成・保存【3年間】
- 事前調査書面を発注者へ提出し、内容を説明（元請業者のみ）
- 事前調査結果の掲示及び事前調査書面の閲覧
- 工事を請け負わせる者へ作業の方法等の説明（元請業者及び下請負人に適用）
- 報告対象工事の事前調査結果の自治体への報告
- 作業基準等の遵守（下請負人にも適用）
- 工事施工境界基準の遵守（下請負人にも適用）
- 必要な知識を有する者による除去等の完了確認
- 作業記録の作成及び保存【3年間】
- 作業記録を発注者へ書面で報告（元請業者のみ）

◆ 発注者とは

解体等工事の注文者（他の者から請け負った者を除く。）をいいます。なお、届出の際は、法人にあつてはその代表者となります。

◆ 元請業者とは

解体等工事を発注者から請け負った者をいいます。なお、特定粉じん排出等作業の受注者を、元請業者と表記しています。

◆ 自主施工者とは

請負契約によらないで自ら施工する者をいいます。

2 規制の内容

(1) 石綿とは

石綿の種類には、クリソタイル、アンソフィライト、アモサイト、トレモライト、アクチノライト及びクロシドライトがあり、これらすべてが規制の対象になっています。

(2) 特定建築材料とは

特定建築材料は、大気汚染防止法において規定する全ての石綿を含有する建築材料であり、次に掲げるもののうち「石綿の質量が建築材料の質量の0.1%を超えるもの」をいいます。

・吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料

※その他の石綿含有建築材料：

「石綿を含有する断熱材」、「石綿を含有する保温材」、「石綿を含有する耐火被覆材」、「石綿含有仕上塗材」、「石綿含有成形板等」

【規制の対象となる建築材料の例】

区 分	建築材料の具体例
吹付け石綿	「吹付け石綿」とは、石綿等にセメント等の結合材と水を加え吹付け機を用いて吹き付けたもので施工現場において吹付け施工されたものをいいます。 ①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） ③石綿含有ひる石吹付け材（石綿含有バーミキュライト吹付け材） ④石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材	「断熱材」とは、配管等の断熱の用途に使用されているものをいいます。 ①屋根用折板裏断熱材 ②煙突用断熱材
石綿を含有する保温材	「保温材」とは、配管等の保温の用途に使用されているものをいいます。 ①石綿保温材 ②石綿含有けいそう土保温材 ③石綿含有パーライト保温材④石綿含有けい酸カルシウム保温材 ⑤石綿含有ひる石保温材 ⑥石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材	「耐火被覆材」とは、配管等の燃焼部周辺の耐火の用途に使用されているものをいいます。 ①石綿含有耐火被覆板 ②石綿含有けい酸カルシウム板第2種 ③石綿含有耐火被覆塗材
石綿含有仕上塗材（ローラー塗り含む）	リシン（セメント、樹脂、溶剤、弾性、シリカ）、吹付けタイル（セメント系、アクリル系）、じゅらく、京壁
石綿含有成形板等（※）	スレート波板、スレートボード、住宅屋根用化粧スレート、サイディング、石綿セメント板、けい酸カルシウム板第1種、パルプセメント板、スラグせっこう板、押し出し成形品、ビニル床タイル、長尺塩ビシート、フリーアクセスフロア材、セメント円筒、セメント管、ジョイントシート、繊維品、パッキン、下地調整材（セメント系フィラー、樹脂系フィラー）

※石綿を含有する建築材料の材料名を示します。なお、これら以外でも石綿を含有する場合があります。

以下の資料から事前調査方法や商品名についての情報が入手できます。

- ・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html
- ・国土交通省、経済産業省「石綿（アスベスト）含有建材データベース」
<http://www.asbestos-database.jp>
- ・一般社団法人JATI協会
www.jati.or.jp

(3) 事前調査について

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、建築物等の解体等工事を行う前に、当該工事に係る特定建築材料の使用の有無等について事前調査を実施し、その結果について、工事着手までに掲示を行い、事前調査書面を作成・保存し、現場へ備え付けが必要です。また、元請業者は発注者へ書面で説明を行わなければなりません。

＜事前調査の方法＞

① 設計図書その他の資料

② 目視

③ 建材中の石綿含有の状況の分析

- ・設計図書その他の資料(①)及び目視(②)で、石綿の使用の有無が確認できない場合には建材中の石綿含有の状況の分析(③)の義務があります。ただし、石綿が使用されているとみなして石綿飛散防止措置を講じる場合、分析の必要はありません。
- ・建材製品中の石綿含有の状況の分析については、JISの規定に基づいて行ってください。

＜事前調査義務の対象外＞ 詳細は環境省通知(令和2年11月30日環水大大発第2011301号)参照

次の作業は事前調査の対象である「建築物等の解体等工事」に該当しないこととされています。

- ・木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかで、ボルトやナット等を手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能であり、除去等を行う際に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。
- ・釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴をあける作業は、これに該当せず、事前調査を行う必要があります。
- ・既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

＜事前調査の実施者＞(建築物:令和5年10月1日施行、工作物:令和8年1月1日施行※)

令和5年10月1日以降に建築物の解体等工事を行う際は、調査者等による事前調査の実施が義務付けられます(施行前であっても、調査者等による事前調査が望ましい)。

なお、解体等工事を行う建築物が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、調査者等による調査を行う義務はありません。

【事前調査を行うことができる者(調査者等)】

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部に限る)
- ・令和5年9月30日以前に一般社団法人アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者

※工作物の事前調査については、令和8年1月1日から調査者等による調査が必要となります。

詳細は環境省通知(令和5年6月23日環水大大発第2306231号)参照

<事前調査結果の報告>

元請業者又は自主施工者は、大阪市内で一定規模以上の建築物等の工事を行う場合は、石綿含有建材の有無にかかわらず、事前調査実施後、遅滞なく(遅くとも工事に着手する前までに)、石綿事前調査結果報告システム等を通じて、事前調査結果を大阪市へ報告する必要があります。詳細は、環境省ホームページ(http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html)をご確認ください。

【報告の対象】

- ・建築物の解体作業で、工事の対象となる建物の床面積の合計が 80 m²以上
- ・建築物の改造・補修作業、工作物の解体・改造・補修作業で、工事の請負代金の合計が 100 万円以上(材料費、消費税含む。事前調査費用は除く。)

<事前調査の結果の掲示>

元請業者又は自主施工者は、事前調査の結果を解体等工事の着手前までに、次に掲げる事項を表示した掲示板を公衆の見やすい箇所に設け、解体等工事の完了まで周辺住民等へ当該工事に係る情報の提供を行う必要があります。

◆掲示板に表示する内容

- ・解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称（法人の場合は、代表者の氏名）及び住所
- ・特定建築材料の使用の有無（特定建築材料が使用されている場合はその種類）
- ・事前調査を終了した年月日
- ・事前調査の方法

様式例

石綿に関する事前調査の結果について

大気汚染防止法第18条の15第5項、石綿障害予防規則第3条及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿暴露防止に関する技術上の指針の規定により、当該建築物等の特定建築材料の有無を調査した結果を以下のとおりお知らせします。

事業場の名称	〇〇〇〇解体工事		
解体等工事期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	発注者又は自主施工者の氏名及び住所	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇△△1丁目5-3
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	元請業者の氏名及び住所	△△建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 △△市〇〇△△3丁目2-1
調査終了年月日	令和〇〇年 〇月 〇日	元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	△△建設株式会社 〇〇 〇〇 ××-××××-××××
看板表示日	令和〇〇年 〇月 〇日	事前調査・試料採取を実施した者の氏名、住所、登録番号	特定建築物石綿含有建材調査者(〇〇〇〇) △△建設株式会社 〇〇 〇〇 △△市〇〇△△3丁目2-1
調査箇所	建築物全体(1階～3階)	分析を実施した者の氏名、住所、登録番号	〇〇環境分析センター 〇〇 〇〇 〇〇市△△△1丁目1-1 (〇〇〇〇)
調査方法	書面調査、現地調査、分析調査	石綿含有なしの判断根拠	1～3階 ビニル床タイル③ 1～3階 ケイ酸カルシウム板④ 外壁 仕上塗材⑤
調査結果 (石綿の種類及び含有率)	1階 機械室 吹付け石綿 (クリンタイト 10%)	その他事項	【石綿含有なしの判断根拠】 ① 設計図面 ② 材料の製造年月日 ③ 分析 ④ 材料製造者による証明

29.7cm
以上

<
42cm 以上
>

図2 事前調査結果の掲示(例)
(掲示の大きさは日本産業規格 A 3 判以上)

【掲示の対象】

石綿の有無にかかわらず、全ての解体等工事について、解体等工事の作業開始から終了まで掲示が必要です。※ 事前調査により特定建築材料が無い場合であっても、掲示が必要です。

(4) 事前調査結果の書面の作成等について

元請業者又は自主施工者は、事前調査の終了後、その結果を記載した事前調査書面を作成しなければなりません。

事前調査書面に記載する内容
○解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
○解体等工事の場所
○解体等工事の名称及び概要
○事前調査を終了した年月日
○解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した年月日（使用禁止が猶予されていたガasket等の設置日を書面で確認した場合には、それらの材料の設置年月日も含む）
○解体等工事に係る建築物等の概要
○解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分
○分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
○事前調査の方法
○調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該調査を行った者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者については、その旨） ^注
○解体等工事に係る建築物等部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠
○調査の結果 一建築物等の階、部屋及び部位ごとの特定建築材料の使用の有無

注）建築物については令和5年10月1日施行、工作物については令和8年1月1日施行
なお、施行前であっても必要な知識を有する者による事前調査が望ましい。

事前調査では、建築物等の部位（床、腰壁、壁、天井等）ごとに特定建築材料の使用の有無を調査し、その結果を詳細票（図3参照）にまとめて、分かりやすい事前調査書面を作成してください。

さらに、解体等工事に特定建築材料の除去等が含まれる場合は、届出の有無に関わらず、次の事項の記入も必要です。

特定粉じん排出等作業に該当する場合の追加事項
○特定粉じん排出等作業の種類
○特定粉じん排出等作業の実施の期間
○特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
○特定粉じん排出等作業の方法
○大気中の石綿の濃度の測定計画（測定が必要な場合に限る）
○特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
○特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
○特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
○下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
○特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19号に掲げる措置を当該各号に定める方法でない場合はその理由

別紙3

工事名

〇〇〇〇事務所 解体工事

対象となる

耐火建築物・準耐火建築物・その他の建築物・その他の施設

建築物等の概要

延べ床 570 m² (2 階建)

事前調査結果の詳細票 (2 枚目/ 10 枚中)

建築物等が設置された竣工年月日	昭和47年5月18日	階	1	部屋名称	事務室① (部屋番号 1)						
部位	① 設計図書 (改修時の設計図書も含む)、目視による調査				② 石綿の含有の状況の分析による調査				③ 石綿の使用の状況		資料番号
	建材名、製品名等	備考	調査の方法	石綿含有	サンプリング	石綿含有	石綿の種類 (含有率)	備考	特定建築材料の種類 (材料レベル)	使用面積	
床	ビニル床タイル	改修: 無し	☒ 設計図書等 (根拠資料の種類: d 設計図書) ☐ 目視 (A)	☒ 有 ☐ 無 ☐ 不明 ☐ みなし	☒ 有	☐ 有	(%)		(レベル)	m ²	1~4
壁	コンクリート	改修: 無し	☒ 設計図書等 (根拠資料の種類: d 設計図書) ☐ 目視 (A)	☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明 ☐ みなし	☐ 有	☐ 有	(%)		(レベル)	m ²	
壁	鉄骨柱	改修: 無し	☒ 設計図書等 (根拠資料の種類: d 設計図書) ☐ 目視 (A)	☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明 ☐ みなし	☐ 有	☐ 有	(%)		(レベル)	m ²	
壁	化粧板	改修: 無し	☒ 設計図書等 (根拠資料の種類: d 設計図書) ☐ 目視 (A)	☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明 ☐ みなし	☐ 有	☐ 有	(%)		石綿含有成形板等 (レベル 3)	240 m ²	
天井	吹付材	改修: 無し	☒ 設計図書等 (根拠資料の種類: d 設計図書) ☐ 目視 (A)	☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明 ☐ みなし	☒ 有	☒ 有	アモサイト (10 %)		吹付け石綿 (レベル 1)	100 m ²	1~5
天井	天井板 (石膏ボード)	改修: 平成19年	☒ 設計図書等 (根拠資料の種類: d 設計図書) ☐ 目視 ()	☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明 ☐ みなし	☐ 有	☐ 有	(%)		(レベル)	m ²	

1 設計図書の該当箇所、目視調査の内容、含有の状況の分析結果の図面及び分析結果など、石綿の使用・含有及び使用後撤出の根拠となる資料を添付すること。

2 設計図書等の根拠資料の種類を括弧内に記載すること。a 石綿含有材料データベース (国土交通省・経済産業省)、b メーカーの説明書・ホームページ、c JATI 協会無石綿情報、d その他 (具体的に根拠資料を記載)、e 設計図書等無し

3 目視による調査についてはその内容を括弧内に記載すること。A 外観、B 製品名の印字、C JIS 番号 D その他 (具体的に内容を記載)

4 備考欄には改修の竣工の履歴など当該部位に係るその他情報を記載すること。

5 別紙3は必要に応じて複写し、階、部屋ごとに作成すること。

図3 事前調査結果の詳細票(例)

＜事前調査結果の発注者への説明＞

元請業者は発注者に対し、事前調査書面を交付して事前調査結果を説明しなければなりません。事前調査結果の説明は、解体等工事の開始まで (特定粉じん排出等作業が当該工事の開始の日から 14 日以内に行われる場合は、作業開始の 14 日前まで) に行う必要があります。

＜事前調査書面の保存＞

発注者又は自主施工者は、3年間の事前調査書面の保存義務があります。
元請業者は、3年間の事前調査書面(写)の保存義務があります。

＜事前調査書面の閲覧＞

元請業者又は自主施工者は、周辺住民への建築物等の石綿の使用状況の情報提供のため、解体等工事の終了まで事前調査書面の写しを現場事務所などで閲覧に供する義務があります。

＜発注者の事前調査への協力＞

発注者は、適正な費用負担、設計図書等などの情報を元請業者へ提供し、適正な事前調査に協力しなければなりません。

元請業者又は自主施工者は、当該工事が特定建築材料の除去等を伴う場合において、届出の有無に関わらず、作業の期間中、建築物等の敷地内の公衆の見やすい場所に法および条例に規定する事項(作業内容等)を掲示し、周辺住民等へ当該工事に係る情報の提供を行わなければならない。

- 届出者の氏名(名称)、住所、(法人の場合は、代表者の氏名)
- 元請業者又は自主施工者の氏名(名称)、住所、(法人の場合は、代表者の氏名)
- 元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名、連絡場所
- 下請負人の氏名(名称)、住所、連絡場所(法人の場合は、代表者の氏名)
- 下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所
- 作業実施の期間、方法、工程
- 特定粉じんの飛散を防止するための措置の内容
- 大気中の石綿濃度測定計画(測定が必要な場合に限る)
- 法又は条例の届出年月日、届出先、受理番号(届出を要しない場合にはその旨)

29.7cm
以上

図4 事前調査の結果と併用する場合の掲示（例）
（掲示の大きさは日本産業規格A3判以上）

(6) 作業基準等について

元請業者又は自主施工者は、作業の種類ごとに、法・条例に基づく作業基準を遵守してください。届出の有無にかかわらず特定粉じん排出等作業に該当する全ての工事については、工事着手までに作業計画の作成が必要です。

<作業計画の作成>

元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始前に、次に上げる事項を記載した作業計画を作成し、当該作業計画に基づき特定粉じん排出等作業を行う必要があります。

また、元請業者又は下請負人が、その請負った特定工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときは、特定粉じん排出等作業の方法等をその請け負わせる者に説明しなければなりません。

作業計画の記載内容
○特定工事の発注者の氏名(名称)、住所、(法人の場合は、代表者の氏名) ○特定工事の場所 ○特定粉じん排出等作業の種類 ○特定粉じん排出等作業の実施の期間 ○特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 ○特定粉じん排出等作業の方法 ○特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ○特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ○特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ○下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

<掲示板の設置>

建築物等の敷地内の公衆の見やすい場所に事前調査結果や作業内容等を記載した掲示板を設置してください (p. 6、p. 9 参照)。

作業内容等を記載した掲示板については、特定粉じん排出等作業の期間中の設置が必要です。なお、事前調査結果と併用して作業内容等を掲示する場合の設置期間は、事前調査結果の掲示板と同様に解体等工事の作業開始から終了までとなります。

＜石綿の飛散防止措置＞

【特定粉じん排出等作業に係る石綿の飛散防止措置等の概要】

項番号	作業の種類	石綿の飛散防止措置等（○法、●条例）
1	＜建築物等をかき落とし、切断、破砕により除去する解体作業＞ ・吹付け石綿 ・石綿含有断熱材 ・石綿含有保温材 ・石綿含有耐火被覆材 （2項、5項に掲げるものを除く）	○作業場の隔離 ○前室の設置 ○集じん・排気装置の設置 ○作業開始前の集じん・排気装置の正常稼働の確認 ○作業開始前及び中断時の作業場及び前室の負圧の維持の確認 ○作業開始後及び集じん・排気装置の設置場所変更した場合やフィルタを交換した場合の集じん・排気装置の排気口での粉じんの迅速測定による確認、記録、保存 ○薬液等による湿潤化 ○隔離を解く前の作業場内の清掃や特定粉じんの処理、飛散のおそれがないことの確認 ○除去部分への薬液散布 ●排出水の処理 等
2	＜建築物等をかき落とし、切断、破砕以外の方法で除去する解体作業＞ ・石綿含有断熱材 ・石綿含有保温材 ・石綿含有耐火被覆材 （5項に掲げるものを除く）	○除去を行う部分の周辺養生 ○薬液等による湿潤化 ○養生を解く前の清掃や特定粉じんの処理 ○除去部分への薬液散布 ●排出水の処理 等
3	石綿含有仕上塗材を使用している建築物等の解体、改造又は補修作業 （5項に掲げるものを除く）	○薬液等による湿潤化 ○電気グラインダー等の電動工具で除去を行う場合は、除去を行う部分の周辺養生及び薬液等による湿潤化 ○養生を解く前の清掃や特定粉じんの処理 ●飛散防止幕の設置 ●排出水の処理 等
4	石綿含有成形板等を使用している建築物等の解体、改造又は補修作業 （1から3項、5項に掲げるものを除く）	○原形のまま取り外し ○原形のまま取り外すことが困難な場合は、薬液等による湿潤化 ○石綿含有けい酸カルシウム板第1種の除去で切断、破砕を伴う場合は、除去を行う部分の周辺養生及び薬液等による湿潤化 ○養生を解く前の清掃や特定粉じんの処理 ●飛散防止幕の設置 ●除去後にやむを得ず切断する際の集じん装置付き切断機の使用 ●除去後の破砕の回避 ●排出水の処理 等

項番号	作業の種類	作業基準等（○法、●条例）
5	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等の解体に当たり、あらかじめ特定建築材料の除去が著しく困難な作業	○建築物等に散水又はこれと同等の措置 ●排出水の処理
6	<建築物等の改造又は補修作業> ・吹付け石綿 ・石綿含有断熱材 ・石綿含有保温材 ・石綿含有耐火被覆材	○除去を行う場合 →1項または2項と同様の措置の実施 ○囲い込み、封じ込めを行う場合(※) →1項と同様の措置を実施。劣化箇所・下地との 接着不良箇所の特定建築材料の除去。 ●排出水の処理

※ 囲い込み、封じ込めとは…

囲い込み：特定建築材料をそのままにし、特定建築材料の表面が露出しないように、石綿が使用されていない建材で完全に覆い、飛散を防止すること。

封じ込め：特定建築材料をそのままにし、特定建築材料の表面に薬液を塗布し、塗膜を形成したり、特定建築材料内に薬液を浸透させ、飛散を防止すること。

<作業基準適合命令等>

特定粉じん排出等作業を行うものが作業基準を遵守していない場合、作業基準の適合又は作業の一時停止を命ずることがあります。

<直接罰>

届出対象特定工事における吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る特定粉じん排出等作業について行わなければならない措置及びその方法が義務付けられており、当該義務に違反した場合には、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金を科することがあります。

(7) 工事施工境界基準について

元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業時に工事施工境界基準を遵守する必要があります。工事施工境界基準を遵守していない場合、作業一時停止を命ずることがあります。

工事施工境界：施工者が当該工事を行うために工事関係者以外の者の立ち入りが禁止された区画の境界をいいます。発注者及び施工者の従業員等で工事施工に直接関与しない者は工事関係者ではありません。

工事施工境界基準：特定粉じん排出等作業を行う工事施工区画の境界線における大気中の石綿濃度の基準であり10本/L以下と定められています（条例第40条の6）。

3 届出書の作成要領

(1) 事前相談について

大阪市では、届出書の作成や提出などが円滑に行われるよう届出書提出前の事前相談を実施しています。

届出書に不備があるために受理が遅れ、工事計画が円滑に進まないことなどを防止するためにも、事前相談を行うようにお願いします。（事前相談先は、p. 27に記載しています。）

(2) 届出者、提出の時期等について

① 届出者

解体等工事の発注者又は自主施工者が届出を行う義務があります。

◆ 届出をせず、または虚偽の届出を行った場合には、罰則があります。

大 気 汚 染 防 止 法：3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

大阪府生活環境の保全等に関する条例：3月以下の懲役又は20万円以下の罰金

② 届出の提出時期

届出は石綿の除去等に係る作業開始の14日前までに（※）届出する義務があります。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う場合は、速やかに届出をする必要があります。

※「作業開始」とは、石綿除去等に先立って行う足場の設置、作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置などの石綿飛散防止のための一連の作業の開始をいいます。また、「14日前までに」とは「中14日をあける」ことを意味し、具体的には次のとおりです。



③ 届出が必要な作業の種類と必要な書類

法及び条例に基づく特定粉じん排出等作業実施届出書の提出時に必要な書類は次のとおりです。

作業の種類	使用面積	様式第3の5 特定粉じん排出等 作業実施届出書 (法第18条の17)	様式第7号の2 特定粉じん排出等 作業実施届出書 (条例第40条の7)	様式第7号の3 石綿濃度測定計画 届出書 (条例第40条の8第1項)
吹付け石綿・石綿含有 保温材・石綿含有耐火 被覆材・石綿含有断熱 材に係る解体等作業	50m ² 以上	○	—	○(※1)
	50m ² 未満	○	—	—
石綿含有仕上塗材、 石綿含有成形板等に 係る解体等作業	1000m ² 以上(※2)	—	○	—

※1 かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去する作業を除く

※2 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板等が1,000 m²以上使用されている場合

《 添付書類 》

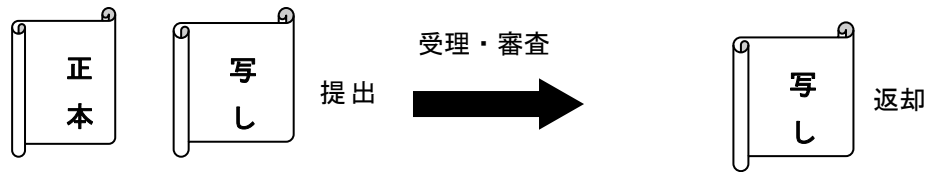
次の書類については、法・条例のいずれの届出も添付が必要です。

種 類	内 容
事前調査書面	元請業者より手交された事前調査結果書面の写し
付近の見取り図	建築物等の概要、配置図、付近の状況図面等
事前調査結果掲示板の写真又は 掲示板のサンプル	掲示状況のわかるもの
特定粉じん排出等作業の対象と なる建築物等の部分の見取り図 (平面図若しくは立面図)	特定建築材料の使用箇所、主要寸法を記入したもの
石綿使用面積の計算書	計算の根拠がわかるもの
作業場の隔離状況及び前室の設 置状況を示す見取り図 (平面図 若しくは立面図)	隔離する場所を明示した図面 図面に隔離された作業場の主要寸法、容積 (m ³)、前室、集 じん・排気装置の設置場所、排気口の位置を記入すること
施工計画書	施工手順、飛散防止対策を記載したもの ※必要な知識を有する者による除去等の完了確認、負圧隔離 解除前の飛散の恐れが無いことの確認、作業実施状況の記 録・保存及び発注者への報告等についても記入すること
負圧計算書	1時間あたり4回以上換気できることがわかるもの
負圧隔離養生を伴う場合、実施 状況 (確認作業) の記録用紙	負圧の維持の確認、集じん・排気装置の正常稼働等の確認を 記録する用紙
大気中の石綿の濃度の測定計画 書 (測定方法)	大気測定条件は平成 29 年大阪府公告第 19 号を満足すること (ろ紙面積、採取時間、採取量、視野範囲、視野数、石綿の 判定、検出下限値) 測定場所ごとの測定回数等を記入すること 図面に工事施工境界を明示すること
大気中の石綿濃度の測定場所、 掲示板の設置場所、排水処理装 置の設置場所を示す見取り図	測定場所や設置場所を明示した図面 掲示板は公衆の見やすい場所に設置すること
作業工程表	日付け及び作業場所、養生、除去、搬出等の内容を記載した 工程表を作成すること
施工体系図	各業者の関与体系がわかるもの ※発注者、元請業者、下請業者、除去、測定、収集・処分等 の業者名称、連絡先
集じん・排気装置、同機器の点 検用機器、使用薬剤、フィルタ ー等のパンフレット等	HEPAフィルターは、0.3 μm 粒径で捕集効率99.97%以上であること 封じ込めの際には、国交省認定の商品を用いること
石綿含有仕上塗材、石綿含有成 形板等の場合、飛散防止幕の平 面図及び4方向の立面図	飛散防止幕は、建築物等の高さ以上の幕を設置すること 建屋内における作業の場合、作業場の窓等の開口部を密閉し ていることを明示した図面
委任状	代表者以外の者が届出を行う場合のみ必要 次の委任事項を記載しておくこと (特定粉じん排出等作業実 施届出書、石綿濃度測定計画届出書の届出に関する権限)

(3) 届出書の提出部数について

正本・写し 2部

提出された届出書の写しを返却しますので、大切に保管してください。



(4) 作業完了報告書の提出について

発注者又は自主施工者、元請業者は、特定粉じん排出等作業の完了後、作業完了報告書を提出してください。

◎作業完了報告書の添付書類

- ・ 大気中の石綿濃度の測定結果（大阪府公告第19号（平成29年3月31日）に準ずる）
- ・ 作業現場施工状況の写真
- ・ 前室及び作業場の負圧の維持の確認の記録、集じん・排気装置の排気口における粉じんの迅速測定、負圧隔離解除前測定の記録
- ・ その他参考資料（是正箇所の写真等）
- ・ 作業期間が変更になった場合は、実工程表

4 義務規定と罰則等一覧表

大気汚染防止法	義務規定	罰則等
第 18 条の 15	解体等工事に係る事前調査及び説明等	—
第 18 条の 15 第6項 (令和4年4月1日施行)	解体等工事に係る事前調査結果の行政への報告	30 万円以下の罰金 《法第 35 条》
第 18 条の 16	発注者等の配慮等	—
第 18 条の 17 第1項	特定粉じん排出等作業実施の届出	3月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 《法第 34 条》
第 18 条の 17 第2項	災害時における特定粉じん排出等作業実施の届出	10 万円以下の過料 《法第 37 条》
第 18 条の 18	計画変更命令	6月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 《法第 33 条の2》
第 18 条の 19	特定建築材料の除去等の方法	3月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 《法第 34 条》
第 18 条の 20	作業基準遵守	—
第 18 条の 21	作業基準適合命令 一時停止命令	6月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 《法第 33 条の2》
第 26 条 第1項	市長が求める報告、立入検査	30 万円以下の罰金 《法第 35 条》

条 例	義務規定	罰則等
第 40 条の3 第1項、第2項、第3項 (法第 18 条の 15 第5項)	事前調査の実施及び説明 事前調査書面の作成 事前調査結果の掲示 事前調査書面またはその写しを公衆に閲覧	勸 告 《条例第 40 条の4 第1項》 発注者に対して書面で通知 《条例第 40 条の 13 の2第1項》
第 40 条の7 第1項	特定粉じん排出等作業実施の届出	3月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金 《条例第 114 条第1項第5号》
第 40 条の8 第1項	石綿濃度測定計画の届出	
第 40 条の9	計画変更命令	6月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 《条例第 113 条第1項第2号》
第 40 条の 10 第1項	作業基準遵守 工事施工境界基準遵守	公 表 《条例第 106 条第1項》
第 40 条の 11	作業基準等適合命令 一時停止命令	6月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 《条例第 113 条第1項第2号》 発注者に対して書面で通知 《条例 40 条の 13 の2第2項》
第 40 条の 12	石綿濃度測定実施 測定結果の記録、発注者への交付	—
第 40 条の 13	発注者の配慮	—
第 105 条 第3項	市長が求める報告、立入検査	10 万円以下の罰金 《条例第 117 条第1項第9号》
第 105 条 第4項	市長が求める設計図書の提供、請負契約等の報告	

5 届出書記載例・記載項目の注意事項

- (1) 法に係る特定粉じん排出等作業実施届出書の記載例（様式第3の5） p. 18
- (2) 法に係る特定粉じん排出等作業の方法の記載例（別紙） p. 20
- (3) 条例に係る石綿濃度測定計画届出書の記載例（様式第7号の3） p. 22
- (4) 条例に係る特定粉じん排出等作業実施届出書の記載例（様式第7号の2） p. 24
- (5) 条例に係る特定粉じん排出等作業の方法の記載例（別紙1） p. 26

(1) 法に係る特定粉じん排出等作業実施届出書の記載例

様式第3の5

特定粉じん排出等作業実施届出書

大阪市長 様

令和 〇 年 〇 月 〇 日

住所 大阪市北区中之島〇丁目△番〇号

届出者 〇〇株式会社

氏名 代表取締役 大阪 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	大阪市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 (届出対象特定工事の名称) △△ビル解体工事		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 □□株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 ①の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日	※整理番号	
		※受理年月日	
特定建築材料の種類	① 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	102 m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他)延べ面積 512 m ² (2階建) その他工作物	※備考
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 △△工事事務所 所長 〇〇〇〇 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 △△株式会社 〇〇〇〇 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

- 備考1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

(1)-1 法に係る特定粉じん排出等作業実施届出書の記載項目の注意事項

No.	記 載 項 目	注 意 事 項
1	届出年月日	届出をする日を記載してください。
2	届 出 者	特定工事の発注者又は自主施工者の方の氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名を記載してください（代表権を有しない場合は委任状が必要です）。連絡先を明記してください。
3	特定工事の場所（名称）	作業が行われる住居表示及び工事名称を記載してください。
4	特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	元請業者の名称、住所、法人にあっては代表者の氏名を記載してください。 自主施工者の場合は、「届出者と同じ」であると記載してください。
5	特定粉じん排出等作業の種類	対象番号をマルで囲み、改造又は補修の作業の場合、作業場所の件数を記載してください。
6	特定粉じん排出等作業の実施の期間	届出日から作業開始の日まで中 14 日以上必要です（作業の開始日は、特定建築材料の除去等に係る一連の作業の開始日のことです。具体的には、除去等に先立ち、作業場の足場設置、作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置等、飛散防止のための作業を開始する日を指します）。
7	特定建築材料の種類	対象番号をマルで囲んでください。
8	特定建築材料の使用箇所	見取図において、特定建築材料の使用箇所及び主要寸法を記載してください。
9	特定建築材料の使用面積	使用面積の合計値を記載してください。
10	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	該当する建築物等をマルで囲み、延べ面積と階数を記載してください。
11	特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	氏名又は名称、住所及び電話番号を記載してください。
12	下請負人が～（中略）～現場責任者の氏名及び連絡場所	同 上 （※石綿除去に関わる全ての下請負人を記載してください。）

(2) 法に係る特定粉じん排出等作業の方法の記載例

(注) 当別紙は、特定粉じん排出等作業ごと（工区ごと）に作成してください。

別紙 別紙 1		特定粉じん排出等作業の方法	
※特定建築材料の種類及び使用面積		① 吹付け石綿 …………… 102 m ² 2 石綿含有断熱材 …………… m ² 3 石綿含有保温材 …………… m ² 4 石綿含有耐火被覆 …………… m ² 5 石綿含有仕上塗材 …………… m ² 6 石綿含有成形板等 …………… m ²	
※特定粉じん排出等作業の期間		令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ～ 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
特定粉じん排出等作業における措置		除 去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()	
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法によりおこなうものでないときは、その理由			
集じん・排気装置	種類・型式・設置数	○○○集じん・排気装置△△-△ ○台	
	排気能力 (m ³ /min)	○○m ³ /min (1 時間当たりの換気回数 6.2 回)	
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	HEPA フィルター 0.3 μm の粒子を 99.97% 以上捕集	
使用する資材及びその種類		湿潤剤○○、固化剤○○、プラスチックシート 0.15mm (床) 0.10mm (壁)、 接着テープ、デジタル粉じん計、真空掃除機△△-△ エアーシャワー□□-□	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法			
※ 排出水の処理	措置の内容		
	処理装置の設置場所	見取図のとおり	
※ 掲示板	設置予定年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
	設置場所	見取図のとおり	
備考			
1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。			
2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。			
3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第 7 (大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 9 の 2 の表各項下欄) に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。			
4 排出水の処理の措置の内容の欄には、措置の方法、処理装置の能力及び効率並びに散水量の最大値を記入すること。			
5 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 9 の 2 の表に規定する排出水を処理するための装置の設置場所及び同規則第 16 条の 6 第 1 号に規定する掲示板の設置場所を示す見取図を添付すること。			
6 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図 (作業場の養生の状況を示す見取図) を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m ³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。			
7 ※で示した部分について、大気汚染防止法対象作業の場合は参考として記入すること。			

(2)-1 法に係る特定粉じん排出等作業の方法の記載項目の注意事項

(注) 当別紙は、特定粉じん排出等作業ごと（工区ごと）に作成してください。

No.	記 載 項 目		注 意 事 項
1	特定建築材料の種類及び使用面積		対象をマルで囲み、使用面積の合計値を記載してください。
2	特定粉じん排出等作業の期間		養生等の準備や撤去の作業期間を除き、実際に石綿を除去する期間を記載してください。
3	特定粉じん排出等作業における措置		該当する処理方法をマルで囲んでください。
4	特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法によりおこなうものでないときは、その理由		定める方法で作業が行えないときはその理由を記載すること。
5	集じん・排気装置	種類・形式・設置数	集じん・排気機装置の機種、台数を記載してください。
6		排気能力 (m ³ /min)	作業場の負圧が確保できるもの（1 時間あたりの換気回数が 4 回以上）であること。
7		使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	使用するエアフィルタの能力は、JIS Z8122 に規定される HEPA フィルター又はそれと同等以上（0.3 μm の粒子の捕集効率 99.97% 以上）であること。
8	使用する資材及びその種類		使用する薬液、隔離に使用するシート、接着テープ等の資材、真空掃除機、エアーシャワー、集じん・排気装置の点検機器等及びその種類について記載してください。 シートの厚さは、 壁面に使用……0.08mm 以上 床面に使用……0.15mm 以上 が必要です。
9	その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		「同等以上の効果を有する措置」の内容を記載してください。
10	排水の処理	措置の内容	漏水防止・ろ過等の措置の内容、処理装置の能力や効率、散水量の最大値を記載してください。
11		処理装置の設置場所	処理装置の設置場所を見取り図に記載してください。
12	掲示板	設置予定年月日	作業の開始前とすること。
13		設置場所	公衆の見やすい場所とし、見取り図で示してください。

(3) 条例に係る石綿濃度測定計画届出書の記載例

様式第7号の3（第16条の10関係）

石綿濃度測定計画届出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

大 阪 市 長 様

届出者 住所 **大阪市北区中之島○丁目△番□号**
 氏名 **〇〇株式会社**
代表取締役 大阪 太郎
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 ○〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の8第1項の規定により、大気中の石綿の濃度の測定計画について、次のとおり届け出ます。

特定粉じん排出等作業の開始前	測定実施予定年月日	令和 ☆ 年 ☆ 月 ☆ 日
	測定の場所	見取図のとおり
特定粉じん排出等作業の期間中	特定粉じん排出等作業の場所及び測定実施予定年月日	特定粉じん排出等作業の場所： 第一工区 特定粉じん排出等作業の実施期間（実作業日数）： ○ 月 ○ 日～ ○ 月 ○ 日（○ 日） 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
		特定粉じん排出等作業の場所： 第二工区 特定粉じん排出等作業の実施期間（実作業日数）： □ 月 □ 日～ □ 月 □ 日（□ 日） 令和 □ 年 □ 月 □ 日
		特定粉じん排出等作業の場所： 第三工区 特定粉じん排出等作業の実施期間（実作業日数）： △ 月 △ 日～ △ 月 △ 日（△ 日） 令和 △ 年 △ 月 △ 日
	測定の場所	見取図のとおり
特定粉じん排出等作業の完了後	測定実施予定年月日	令和 ▽ 年 ▽ 月 ▽ 日
	測定の場所	見取図のとおり

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 「特定粉じん排出等作業の場所」には、当該特定粉じん排出等作業の場所を特定するための一連の記号を付すとともに、見取図には、特定粉じん排出等作業の場所を当該記号を使用して示すこと。
 - 特定粉じん排出等作業の期間中の欄で、測定の対象となる特定粉じん排出等作業の場所が4箇所以上となるときは、記入欄を増加させること。また、2回以上濃度の測定を行わなければならない場合には、測定実施予定年月日をすべて記入すること。
 - 大気中の石綿の濃度の測定の場所を示す見取図を添付すること。

(3)-1 条例に係る石綿濃度測定計画届出書の記載項目の注意事項

No.	記 載 項 目		注 意 事 項
1	届出年月日		届出をする日を記載してください。
2	届 出 者		特定工事の発注又は自主施工者の方の氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名を記載してください（代表権を有しない場合は委任状が必要です）。連絡先を明記してください。
3	特定粉じん排出等作業の開始前	測定実施予定年月日	特定粉じん排出等作業の開始前とすること。
4		測定の場所	工事施工境界線のうち、作業の開始時に石綿の濃度が最も高くなると予想される場所とすること。ただし、集じん・排気装置を設置するときは、その排出口に最も近い場所とすること。なお、工事施工境界は作業施工者以外の人が入ることができない範囲とすること。
5	特定粉じん排出等作業の期間中	測定実施予定年月日	作業の日数が6日を超える場合は、6日までごとに1回測定を実施すること。 特定粉じん排出等作業の実施期間（実作業日数）は、各工区の実作業（養生等の準備や撤去作業期間を除いた実際の除去等の作業）を行う期間、日数を記載してください。
6		測定の場所	工事施工境界線のうち、作業を実施する建築物等の周辺4方向の場所とし、このうち1方向は、石綿の濃度が最も高くなると予想される場所とすること。ただし、集じん・排気装置を設置するときは、その排出口に最も近い場所とすること。
7	特定粉じん排出等作業の完了後	測定実施予定年月日	作業の完了後とすること。
8		測定の場所	工事施工境界線のうち、作業実施中の測定結果が最も高かった場所とすること。

(4) 条例に係る特定粉じん排出等作業実施届出書の記載例

様式第7号の2（第16条の9関係）

特定粉じん排出等作業実施届出書

大阪市長 様

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住所 **大阪市北区中之島○丁目△番□号**

届出者

氏名 ○○株式会社

代表取締役 大阪 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ○○-○○○○-○○○○

大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の7第1項（第2項）の規定により、特定粉じん排出等作業の実施について、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	大阪市○区○○町○丁目○番○号 (特定工事の名称) △△ビル解体工事		
特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○○市○○町○丁目○番○号 □□株式会社 代表取締役 ○○○○		
特定粉じん排出等作業の種類	1 石綿含有仕上塗材に係る作業 ② 石綿含有成形板等に係る作業		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 至 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	※整理番号	
特定建築材料の種類	1 石綿含有仕上塗材 ② 石綿含有成形板等	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり		
特定建築材料の使用面積	1.540 m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙1のとおり		
石綿の濃度の測定計画	—		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	耐火建築物・準耐火建築物 その他の建築物・その他の施設 延べ面積 5120 m ² (8 階建)	※備考
	特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○○市○○町○丁目○番○号 △工事事務所 所長 ○○○○ 電話番号○○-○○○○-○○○○	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	○○市○○町○丁目○番○号 △△株式会社 ○○○○ 電話番号○○-○○○○-○○○○	

- 備考 1 参考事項の欄に掲げる事項は、必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第16条の9第2項第2号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第4号及び第5号に規定する事項を記載した書類とみなす。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。

(4)-1 条例に係る特定粉じん排出等作業実施届出書の記載項目の注意事項

No.	記 載 項 目	注 意 事 項
1	届出年月日	届出をする日を記入すること。
2	届 出 者	特定工事の発注者又は自主施工者の方の氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名を記載してください（代表者以外の者が届出を行う場合は委任状が必要です）。連絡先を明記してください。
3	特定工事の場所（名称）	作業が行われる住居表示及び工事名称を記載してください。
4	特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	元請業者の名称、住所、法人にあっては代表者の氏名を記載してください。 自主施工者の場合は、「届出者と同じ」とであると記載してください。
5	特定粉じん排出等作業の種類	対象番号をマルで囲んでください。
6	特定粉じん排出等作業の実施の期間	届出日から作業開始の日まで中 14 日以上必要です（作業の開始日とは、特定建築材料の除去等に係る一連の作業の開始日のことです。具体的には、除去等に先立ち、作業区画の隔離、作業場の足場設置等、飛散防止のための作業を開始する日を指します。また、作業の終了日は、除去後の廃石綿搬出日等を指します）。
7	特定建築材料の種類	対象番号をマルで囲んでください。
8	特定建築材料の使用箇所	見取図において、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記載してください。
9	特定建築材料の使用面積	使用面積の合計値を記載してください。
10	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	該当する建築物等をマルで囲み、延べ面積と階数を記載してください。
11	特定工事をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所	氏名又は名称、住所及び電話番号を記載してください。
12	下請負人が～（中略）～現場責任者の氏名及び連絡場所	同 上 （※石綿除去に関わる全ての下請負人を記載してください。）

(5) 条例に係る特定粉じん排出等作業の方法の記載例

(注) 当別紙 1 は、特定粉じん排出等作業ごとに作成してください。

別紙

別紙 1

特定粉じん排出等作業の方法

※特定建築材料の種類及び使用面積	1 吹付け石綿		m ²
	2 石綿含有保温材		m ²
	3 石綿含有耐火被覆材		m ²
	4 石綿含有断熱材		m ²
	5 石綿含有仕上塗材		m ²
	6 石綿含有成形板等		1. 540 m ²
※特定粉じん排出等作業の期間		令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ～ 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
特定粉じん排出等作業における措置		除 去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()	
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法によりおこなうものでないときは、その理由			
集じん・排気装置	種類・型式・設置数	HEPA 付き○○切断機	
	排気能力 (m ³ /min)	(1 時間当たりの換気回数 回)	
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	HEPA フィルター 0.3 μm の粒子を 99.97% 以上捕集	
使用する資材及びその種類		湿潤剤 ○○○○、散水機、真空掃除機△△一△	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		散水設備による散水	
※ 排出水の処理	措置の内容		
	処理装置の設置場所		
※ 掲示板	設置予定年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
	設置場所	見取図のとおり	

- 備考
- 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
 - 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
 - 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第 7 (大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 9 の 2 の表各項下欄) に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
 - 4 排出水の処理の措置の内容の欄には、措置の方法、処理装置の能力及び効率並びに散水量の最大値を記入すること。
 - 5 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 9 の 2 の表に規定する排出水を処理するための装置の設置場所及び同規則第 16 条の 6 第 1 号に規定する掲示板の設置場所を示す見取図を添付すること。
 - 6 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図 (作業場の養生の状況を示す見取図) を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。
 - 7 ※で示した部分について、大気汚染防止法対象作業の場合は参考として記入すること。

(5)-1 条例に係る特定粉じん排出等作業の方法の記載項目の注意事項

(注) 当別紙 1 は、特定粉じん排出等作業ごとに作成してください。

No.	記 載 項 目		注 意 事 項
1	特定建築材料の種類及び使用面積		対象番号をマルで囲み、使用面積の合計値を記載してください。
2	特定粉じん排出等作業の期間		足場等の準備作業期間を除いた実際に石綿を除去する期間を記載してください。
3	特定粉じん排出等作業における措置		処理方法をマルで囲んでください。
4	特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法によりおこなうものではないときは、その理由		定める方法で作業が行えないときはその理由を記載すること。
5	集じん・排気装置	種類・形式・設置数	特定建築材料を機械工具で切断する場合、その種類等を記載してください。
6		排気能力 (m ³ /min)	_____
7		使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	使用するエアフィルタの能力は、JIS Z8122 に規定される HEPA フィルター又はそれと同等以上 (0.3 μm の粒子の捕集効率 99.97%以上) であること。
8	使用する資材及びその種類		散水機、真空掃除機等使用する資材を記入してください。
9	その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載してください。
10	排水の処理	措置の内容	漏水防止・ろ過等の措置の内容、処理装置の能力や効率、散水量の最大値を記載してください。
11		処理装置の設置場所	処理装置の設置場所を見取り図に示してください。
12	掲示板	設置予定年月日	作業の開始前とすること。
13		設置場所	公衆の見やすい場所とし、見取り図で示してください。

＜お問い合わせ及び届出書の提出先＞

届出については、行政区を所管する各環境保全監視グループに提出してください。

所管行政区	提出先（名称及び住所）	
北区、都島区、淀川区 東淀川区、旭区	環境局環境管理部環境規制課 北部環境保全監視グループ 〒530-8401 北区扇町 2-1-27 北区役所 2 階 Tel 06-6313-9550	
中央区、天王寺区 浪速区、東成区 生野区、城東区 鶴見区	環境局環境管理部環境規制課 東部環境保全監視グループ 〒541-8518 中央区久太郎町 1-2-27 中央区役所 3 階 Tel 06-6267-9922	
福島区、此花区 西区、港区 大正区、西淀川区	環境局環境管理部環境規制課 西部環境保全監視グループ 〒552-8510 港区市岡 1-15-25 港区役所 4 階 Tel 06-6576-9247	
阿倍野区 東住吉区 平野区	環境局環境管理部環境規制課 南東部環境保全監視グループ 〒545-8550 阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 12 階 Tel 06-6630-3433	
住之江区 住吉区 西成区	環境局環境管理部環境規制課 南西部環境保全監視グループ 〒559-0002 住之江区浜口東 3-5-16 住之江区保健福祉センター分館 Tel 06-4301-7248	

事前調査書面様式例、届出書類は、環境局ホームページに掲載しています。

（アドレス：<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060970.html>）